第三十条第一項の表第九十八条第一項第一号の項を次のように改める。

第九十八条第一項第一号	若しくは第七十一条の二
、第七十一条の二若しくは第七十二条の三第一項、第五項若しくは第九項	又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第十項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

第三十条第一項の表第九十八条第一項第二号の項中「又は第七十一条第一項」を「、第七十一条第一項、第七十一条の二又は第七十二条の三第十項」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「第七十一条の二又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に改め、同表第百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号の項中「第十八条若しくは第十九条」を「第十八条、第十九条、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項」に、「若しくは第十九条若しくは第三十条の三」に改め、同表第百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号の項中「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項若しくは第十一項又は第三十一条の三第六項若しくは第七項」に改め、同表に次のように加える。

第百二十五条の二第一項	若しくは第七十一条第	、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは同法第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第四号若しくは第十六号

第三十条の三

法令に基づく場合等	人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合
若しくは第三十条の三	、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項

第三十五条第一項

第三十条第二項の表第三十五条第三項の項中「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項又は第三十一条の三第六項」に改め、同表に次のように加える。

第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項	あらかじめ本人の法定代理人の同意を得ないで、前条	前条
第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項	あらかじめ本人の法定代理人の同意を得ないで、承継前	承継前
第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第三項第二号	、本人の法定代理人	、本人の法定代理人の同意があり、又は本人の法定代理人
第五十八条の三第二項	又は第三十五条第九項第一号、第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条、第一項若しくは第二十条第二項、第三十五条第一項若しくは第七項第一号若しくは第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十一条第一項第一号	又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第三項第二号若しくは同法第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第四号若しくは第十六号

第三十一条第一項の表第八十九条第五項の項中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、同表に次のように加える。

第百二十五条の二第二項	、訂正請求又は利用停止請求	又は訂正請求	若しくは訂正請求又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第十六号
	、訂正請求若しくは利用停止請求又は第七十一条第一項第一号若しくは第七十一条の三第一項		

第七十一条の二

法令に基づく場合及び人命の救助、災害の事態への対応のため緊急の必要がある場合（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。）	人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第五項の規定に基づく場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行

第三十一条第一項中「第七十条」の下に「、第七十二条の三」を加え、同項の表第六十九条第一項の項の次に次のように加える。